

「玩具による乳幼児の気道閉塞事故」に関する消費者安全調査委員会からの意見に対する対応について

平成 30 年 8 月
経済産業省

(消費者安全調査委員会 平成 29 年 11 月 20 日)

1. 経済産業大臣への意見

(1) 事故のリスクの周知

経済産業省は、玩具関連事業者に対して、安全な玩具を製造・販売等するために、乳幼児の行動特性、口腔の構造や嚥下の特徴、誤嚥や窒息を起こす可能性のある玩具の特徴を理解するよう促すべきである。そのために、本報告書、調査委員会が制作した動画「窒息事故から子どもを守る」及びペーパークラフト「乳児くち・のど模型」等も参考にすることで、乳幼児の行動特性や身体的特徴等について、玩具関連事業者に対して継続的に広く周知すべきである。

(実施状況)

1. 上記意見を受け、玩具業界及び流通業界の計 7 団体に対し、下記 2 点を含む要請文書（「玩具による乳幼児の誤嚥・窒息事故に関する注意喚起等について（要請）」）を発出し、周知した。

- ① 安全な玩具を製造・販売等するために、乳幼児の行動特性、口腔の構造や嚥下の特徴、誤嚥や窒息を起こす可能性のある玩具の特徴を理解すること。
- ② 安全な玩具を製造・販売等するために、事故等原因調査報告書（玩具による乳幼児の気道閉塞事故）、動画「窒息事故から子どもを守る」及びペーパークラフト「乳児くち・のど模型」等を参考にすること。

(要請文発出先)

◆玩具業界

- ・ (一社) 日本玩具協会：協会会員 193 社・11 団体、ST マーク使用許諾契約企業 374 社（一部、協会会員企業を含む）

◆流通業界

- ・ (公社) 日本通信販売協会
- ・ (一社) 日本ショッピングセンター協会
- ・ 日本百貨店協会
- ・ (一社) 日本フランチャイズチェーン協会
- ・ 日本チェーンストア協会
- ・ (一社) 大手家電流通協会

2. 当省からの要請を受け、(一社)日本玩具協会(以下「玩具協会」という。)では下記の対応を行っている。

(1) 玩具関連事業者に対する説明会の開催

東京(平成30年7月17日・18日)及び大阪(7月27日)において計3回、玩具関連事業者を対象とした、玩具による乳幼児の気道閉塞事故 事故等原因調査報告・対策に関する説明会を開催した(参加数 計121社・238名)。

具体的には、消費者庁担当者より動画「窒息事故から子どもを守る」の視聴を含めた事故等原因調査報告書の概要説明、玩具協会より玩具による乳幼児の気道閉塞事故防止対策の内容の説明を行った。

また、説明会で用いた資料については、玩具協会HPにて公表している(玩具協会HPへのアクセス数:約20万件(平成30年6月15日～8月29日))。

(2) 乳幼児の行動特性や身体的特徴等の周知

平成30年6月7日～10日に開催された「東京おもちゃショー」(来場者約16万人)において、玩具協会のブースを設置し、動画「窒息事故から子どもを守る」を放映するとともに、乳児の「頭部模型」「くち・のど模型」を展示し、玩具関連事業者及び一般消費者に対して乳幼児の行動特性や身体的特徴等について周知した。

(3) その他玩具関連事業者の取組

玩具協会会員企業において、社内研修等で動画「窒息事故から子どもを守る」の視聴(予定を含め3社・参加者約1100名(8月31日時点))、社員等に対する製品安全と品質に関する展示会を実施(500名規模)するなど、玩具関連事業従事者等の理解を深めるための取組を進めている。

3. 当省からの要請を受け、各流通業界団体では所属事業者に対して事故リスクの周知を行い、計2,263社の事業者にも周知が為された。

確認事項(消費者安全調査委員会)

確認事項なし

(2) 安全な玩具の設計、製造、販売

- ① 経済産業省は、S T 基準等の玩具の安全性に関わる基準や国際的な規格等に基づいた対象年齢の設定・表示の徹底を、玩具関連事業者に促すべきである。また、その効果について検証し、十分な実効性が確保されない場合には、更なる施策を検討すること。
- ② 経済産業省は、玩具関連事業者に対して以下に示す取組を行うよう求めるなどして、安全な玩具の設計、製造及び販売につながるよう努めるべきである。
 - (ア) 3歳未満を対象とした玩具のうち、球形、半球形又は楕円体等の球に類する形状の物については、「小部品」の試験に加えて「小球」の試験を実施するなど様々な試験方法を併用し、対象年齢を考慮すれば不要と考えられる場合であっても、小部品に分解されることも想定した設計を行い、万一、玩具がのど（咽頭・喉頭）に入っても、気道が閉塞され、窒息しない工夫として、可能な限り大きな穴を多方向に開けるなど、更なる安全性向上の検討を行うこと。
 - (イ) 消費者に対して、対象年齢やS Tマーク等の安全性に係る表示の意味を、分かりやすく、正確に伝えること。

(実施状況)

1. 上記意見を受け、玩具業界及び流通業界の計7団体に対し、下記2点を含む要請文書（「玩具による乳幼児の誤嚥・窒息事故に関する注意喚起等について（要請）」）を发出し、要請した。
 - ① ST 基準等の玩具の安全性に関わる基準や国際的な規格等に基づいた対象年齢の設定・表示を徹底すること（流通事業者においては、これらが徹底された製品を取り扱うよう努めること）。
 - ② 以下に示す取組等により、安全な玩具の設計、製造及び販売につなげること。
 - (ア) 3歳未満を対象とした玩具のうち、球形、半球形又は楕円体等の球に類する形状の物については、「小部品」の試験に加えて「小球」の試験を実施する等様々な試験方法を併用し、対象年齢を考慮すれば不要と考えられる場合であっても、小部品に分解されることも想定した設計を行い、万一、玩具がのど（咽頭・喉頭）に入っても、気道が閉塞され、窒息しない工夫として、可能な限り大きな穴を多方向に開けるなど、更なる安全性向上の検討を行うこと（流通事業者においては、更なる安全性向上の検討が行われた製品を取り扱うよう努めること）。
 - (イ) 消費者に対して、対象年齢やSTマーク等の安全性に係る表示の意味を、分かりやすく、正確に伝えること。

(要請文発出先)

◆玩具業界

- ・ (一社) 日本玩具協会：協会会員 193 社・11 団体、ST マーク使用許諾契約企業 374 社 (一部、協会会員企業を含む)

◆流通業界

- ・ (公社) 日本通信販売協会
- ・ (一社) 日本ショッピングセンター協会
- ・ 日本百貨店協会
- ・ (一社) 日本フランチャイズチェーン協会
- ・ 日本チェーンストア協会
- ・ (一社) 大手家電流通協会

2. ST マーク付玩具の市場シェアが約 7 割 (玩具協会情報より) と高く、ST マークがついた製品しか取り扱わない流通業界団体も存在している点を踏まえ、経済産業省と協議の上、玩具協会では下記の ST 基準・ISO ガイドライン等に係る対策の実施を進めている。

またその実効性を担保するために、1. において流通業界全 2,263 社に対して当該 ST マーク等の周知を行った。

(1) ST 基準等の玩具の安全性に関わる基準や国際的な規格等に基づいた対象年齢の設定・表示の徹底

- ① ST 基準を改定し、「対象年齢」に関する要求事項を追加した。具体的には、店頭において、消費者が個々の商品の「対象年齢」を明確に認識できるよう、ST マーク付玩具について、「対象年齢」の表示する位置や表示サイズを統一することとした<別紙 1 参照>。なお、ST マーク取得のための検査では、平成 31 年 1 月 1 日から改定基準を適用することとしている。
- ② 玩具事業者が玩具の対象年齢を検討する際の参考資料として、「誤飲・誤嚥防止のための「3 才」前後の玩具における適切な対象年齢表示を推進するための指針 (ガイドライン)」を作成した<別紙 2 参照>。併せて、ISO ガイドライン「Age Determination Guidelines」(ISO TR8124-8:2016) を翻訳し、「玩具の使用開始最低年齢のガイドライン」(ST ISO/TR8124-8) として玩具協会より出版した。

(2) 安全な玩具の設計、製造及び販売

- ① 3 才未満を対象とした玩具のうち球形、半球形又は楕円体等の球に類する形状の物に関する、更なる安全性向上の検討

「乳幼児の誤飲・誤嚥防止のための安全な玩具の設計、製造及び販売への取組に

ついて」を決定し、ST 基準・ST マーク制度において次の対応を進めている<別紙 3 参照>。

- 現行の ST 基準では、「小球」試験規格の前提となる「球」が、その定義において、用途が「投げる」等に限定されているところ、それ以外の用途も広く含むよう、ST 基準を改定した。
- 1. 2. (1) 記載の玩具関連事業者に対する説明会（東京および大阪にて計 3 回開催、121 社・238 名）において、玩具メーカーの自発的な取組の例を紹介し、玩具メーカーに対し、3 才未満対象の玩具の安全な設計、製造及び販売への自発的な取組を推奨している。

② 消費者に対する、対象年齢や ST マーク等の安全性に係る表示の意味の周知

- 「対象年齢や ST マーク等の安全性に係る表示の意味」を啓発するため、「安全なおもちゃの選び方」(リーフレット)を作成し、「東京おもちゃショー」の会場で約 2 万枚を配布した<別紙 4 参照>。また、玩具協会 HP にも当該リーフレットを掲載している（玩具協会 HP へのアクセス数：約 34 万件（平成 30 年 6 月 1 日～8 月 29 日））。

確認事項（消費者安全調査委員会）

○対象年齢の設定・表示の徹底に関して、その効果の検証をどのように実施していくかについての御考えを伺いたい。

<回答>

- ST 基準では対象年齢の表示が要求事項となっているが、更に ST 基準を改定して対象年齢の表示位置やサイズの統一等を図っている。ST マーク付玩具については確実に ST 基準の要求事項に沿った対応がされることとなる。
- また、上述 2. (1) の対策内容を踏まえた玩具協会会員企業等の対応状況について、改定 ST 基準の施行後（平成 31 年 1 月 1 日）、一定期間経過した段階でアンケート調査等を実施し、その効果の検証を行う。

○玩具関連事業者の更なる安全な玩具の設計、製造及び販売に対する取組の事例収集等についての御考えを伺いたい。

<回答>

- 経済産業省及び玩具協会が連携して、玩具協会会員企業等に対してヒアリング等を行い、更なる安全な玩具の設計、製造及び販売に関する事例収集を行う。収集した事例については、ベストプラクティス（推奨事例）として玩具協会会員企業等に広く周知する。

「玩具による乳幼児の気道閉塞事故」に関する消費者安全調査委員会からの意見に対する対応について

平成 30 年 8 月
消費者庁

(消費者安全調査委員会 平成 29 年 11 月 20 日)

2. 消費者庁長官への意見

(1) 事故のリスクの周知

消費者庁は、子供の事故防止に関する司令塔として、内閣府、消防庁、文部科学省及び厚生労働省等と連携しながら、消費者が、乳幼児の行動特性及び身体的特徴、誤嚥や窒息を起こす可能性のある玩具の特徴、事故のリスク等を具体的に認識できるよう、調査委員会が製作した動画「窒息事故から子どもを守る」やペーパークラフト「乳児くち・のど模型」等も参考にするなどして、事故のリスクを消費者に対して継続的に広く周知すべきである。

(2) 事故防止策の周知のための取組

消費者庁は、以下に示す事故防止策を消費者に周知するなど、消費者の事故防止のための具体的な行動に結び付く取組を行うべきである。

- ① 窒息するとは考えにくい大きさや形状の玩具であっても、粘度のある液体等と入り混じることで窒息する可能性があることから、子供に離乳食を食べさせたり、ミルクを飲ませたりする前には、玩具等の異物が口腔内にはないことを確認する。
- ② 玩具の購入時には、当該玩具の対象年齢を確認し、対象年齢に満たない子供に対しては、購入を控える。玩具の購入後は、特に 6～20mm の大きさの物は、窒息の可能性があるため、あらかじめ年少の子供の手が届く範囲をチェックし、上記のような玩具は年少の子供の手には触れないところに置く。

(実施状況)

○「消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書」が公表された平成 29 年 11 月 20 日同日付で事故防止の注意ポイントと応急手当についてまとめたプレスリリース（「小さいおもちゃの誤嚥・窒息事故に注意！」）及び SNS「消費者庁子どもを事故から守る！Twitter」での発信により、消費者への注意喚起を行うとともに、動画「窒息事故から子どもを守る」やペーパークラフト「乳児くち・のど模型」の周知を行った。

○また、平成 29 年 11 月 20 日同日付で、地方公共団体の消費者行政担当部局宛に通知を发出し、上記公表資料及び動画「窒息事故から子どもを守る」、ペーパークラフト「乳児くち・のど模型」の消費者への周知を依頼した。

○上記プレスリリース及び SNS 発信については、平成 29 年 11 月 20 日同日付で「子供の事故防止関係府省庁連絡会議」を構成する関係府省庁へ共有を行った結果、関連府省庁のホームページや SNS アカウントにおいても掲載・発信が行われた。

○平成 29 年 11 月 20 日同日付で、消費者庁 web サイト「子どもを事故から守る！プロジェクト」特集ページ（平成 30 年 5 月「子どもを事故から守る！事故防止ポータル」としてリニューアル）に、動画「窒息事故から子どもを守る」、ペーパークラフト「乳児くち・のど模型」へのリンクを掲載し、周知を行った。

○（独）国民生活センターが公表した事案やクリスマス、ひな祭りなどの時節に合わせ、メールマガジン「子ども安全メール from 消費者庁」及び SNS「消費者庁子どもを事故から守る！Twitter」にて玩具の購入や取扱いに関する注意喚起を行っている。

・メールマガジン「子ども安全メール from 消費者庁」

平成 29 年 11 月 30 日 Vol. 378 クリスマスの季節、おもちゃは対象年齢を確認し、安全に楽しく遊ばしましょう。

平成 30 年 4 月 12 日 Vol. 397 危険！ハンドスピナーの部品の誤飲に注意して

平成 30 年 7 月 12 日 Vol. 409 夏祭り・縁日で買える玩具等の取り扱いに注意！

・SNS「消費者庁子どもを事故から守る！Twitter」

平成 29 年 11 月 20 日【おもちゃの誤嚥・窒息事故】①～④

平成 29 年 11 月 30 日【クリスマスの季節、おもちゃは対象年齢の確認を！】

平成 29 年 12 月 18 日【クリスマスツリーの飾りの誤飲・誤嚥に注意】

平成 30 年 2 月 20 日【ひな祭りの飾りの誤飲・誤えんに注意！】

平成 30 年 3 月 15 日【ハンドスピナーの部品の誤飲】

平成 30 年 3 月 15 日【おもちゃやその部品等を誤飲したら】

平成 30 年 4 月 12 日【ハンドスピナーの部品の誤飲に注意！】

平成 30 年 4 月 12 日【おもちゃやその部品等を誤飲したら】

平成 30 年 4 月 19 日【マグネットボールの誤飲に注意】

平成 30 年 7 月 12 日【夏祭り・縁日の玩具などに注意！③】

※ 平成 30 年 8 月末現在での「子ども安全メール from 消費者庁」の登録者数は約 23,000 人、「消費者庁子どもを事故から守る！Twitter」のフォロワー数は約 5,000 人であり、その内容を原則全てリツイートしている「消費者庁 Twitter」のフォロワー数は約 247,000 人である。

○平成 29 年度に実施した子どもの事故防止に関する保護者への意識調査で、おもちゃの誤

飲による窒息事故への認識、おもちゃ購入時の対象年齢確認の実施、誤飲事故、ヒヤリハットの経験等につき、実態把握に努めている。(平成 30 年 5 月 23 日公表)

確認事項 (消費者安全調査委員会)

確認事項なし

(3) 安全性向上に向けた情報の収集及び共有

消費者庁は、どのような状況の下、どのような玩具で誤嚥や窒息等の事故が発生しているのかを、他の行政機関、玩具関連事業者及び消費者等が、具体的に認識し、再発防止のための必要な対応が採れるよう、子供の月年齢、事故が発生した玩具の種類・大きさ・形状・対象年齢、S T基準等の玩具の安全性に関わる基準や国際的な規格等への適合の有無、玩具の保管状況、玩具の持ち主、採られた対処方法等を収集・蓄積して、その情報を関係者間で広く共有できるよう対応すべきである。また、可能な限りの範囲で、C T画像等の医療データを収集・蓄積することが望ましい。

(実施状況)

○平成 29 年度「PIO-NET 運営連絡会議」(平成 30 年 3 月 2 日)において、都道府県の PIO-NET 運用担当者へ、寄せられた情報について、製品の形状、色や購入日、製造年月日、具体的な事故状況(玩具の誤嚥及び誤嚥疑い事案については、誤飲した物の大きさ、形状、子どもの年齢・月齢、製品の対象年齢、保管状況など)も可能な限り詳細に PIO-NET へ入力いただくよう依頼を行った。

○平成 30 年度「都道府県等消費者行政担当課長会議」(平成 30 年 4 月 26 日)において、都道府県・政令指定都市の消費者行政担当課長へ、PIO-NET 運営連絡会議の配布資料を参照の上、商品の特定や事故状況の把握につながる情報の収集について依頼を行った。

確認事項 (消費者安全調査委員会)

○PIO-NET への入力を依頼して以降に、実際に入力された事例があれば教示願う。

○C T画像等の医療データの収集等についての動きは如何。

(4) 重篤化の防止に関する周知

消費者庁は、消防庁と連携しながら、消費者に対して、気道閉塞となった場合の正しい対処方法（背部叩打法、胸部突き上げ法又はハイムリック法）について、最寄りの消防署や日本赤十字社等で専門家から学ぶことを促すべきである。

(実施状況)

○消防庁及び日本赤十字社の協力を得て、平成 30 年 4 月 26 日、最寄りの消防署や日本赤十字社等で実施されている乳幼児を対象とした救命講習の受講を促す発信をメールマガジン「子ども安全メール from 消費者庁」及び SNS「消費者庁子どもを事故から守る！Twitter」、
「首相官邸 LINE」により行った。

○また、平成 30 年 4 月 26 日同日付で地方公共団体の消費者行政担当部局宛に通知を發出し、上記発信内容について情報提供を行った。

○併せて、平成 30 年 4 月 26 日同日付で消防庁及び日本赤十字社に対し、上記により受講を希望する消費者へ対応いただくよう、全国各地の消防本部・消防署及び日本赤十字社都道府県支部への周知を依頼した。

確認事項（消費者安全調査委員会）

○救命講習の開催数、受講者数の推移を把握してはどうか。

以上

ST 基準での対象年齢表示に関する要求事項の追加

ST 基準では、既に対象年齢の表示が義務付けられている。(ST 基準第一部 7.1.1 (2))
これに加え、対象年齢表示に関する要求事項を、下記のとおり追加改定する。(ST 基準改定)

(改定日：平成 30 年 5 月 30 日。平成 31 年 1 月 1 日以降の ST 申請から適用する。

経過措置：ST 更新商品については、適用開始日から 2 年間、改定前の基準での対象年齢表示を認める。)

7.1 通則

7.1.1 経済主体・対象年齢 (略)

(文字の大きさは、7 ポイント (JIS 方式) (10 級) 以上とする。)

(1) 経済主体 (略)

(2) 対象年齢

対象年齢は、購入前に明確に確認できるよう、「包装」(パッケージ)に表示するものとする。

対象年齢表示の構成、表示する位置、表示のサイズ等は、別紙Ⅲに定める。

対象年齢の表示の無い玩具は、全年齢を対象としているものとして取り扱う。

別紙Ⅲ 対象年齢表示の構成、表示する位置、表示のサイズ等 (7.1.1 (2))

1. 対象年齢表示の構成

(1) 対象年齢の表示は、「対象年齢」の文言と年齢表記で構成する。

例：

対象年齢 3 才以上

対象年齢
3 才以上

対象年齢 3 才～

✕ 「3+」

(2) 表記方法

① 年齢表記は アラビア数字 による。(漢字は使用しない。例 ✕ 「1 才半から」)

② 年齢表記に使用する文字は「才」を基本とする。

なお、正式な漢字の「歳」を用いることを妨げるものではない。

(注)「才」は「歳」の略字であるが、小学校(低学年)で学習し子供も読める

こと、「歳」よりも識別が容易なことから広汎に定着している。

- ③ 年齢表記は、「年齢（才）」「月齢（ヶ月）」（又はその組合せ）で表示するが、明瞭で判読しやすいものであれば、「年齢（才）」は小数で表示しても良い。

例：「対象年齢 18 ヶ月以上」「1 才 6 ヶ月以上」「1.5 才以上」

- ④ 「月齢（ヶ月）」の使用は、「48 ヶ月」までとする。 例：「48 ヶ月以上」

- ⑤ 対象年齢に「上限の年齢」と「下限の年齢」の両方を表示するときは、「下限の年齢」の表記は確定したものでなければならないが、「上限の年齢」は「頃」などの表示も認められる（ただし、乗用玩具を除く。）。

例：「対象年齢 2 才～5 才頃」 × 「2 才頃～5 才頃」

- ⑥ 「対象年齢」の文言は、「包装」の面積が小さい場合には省略しても良い。

例：「7 才以上」

- ⑦ 「年齢」の文言は、略字「年令」を使用しても良い。

2. 対象年齢を表示する位置

- (1) 対象年齢を表示する位置は、「包装（パッケージ）正面の右上」を原則とする。

「包装（パッケージ）正面の右上」での表示が難しいときは、「包装（パッケージ）正面」のどこかに表示する。

（注 1）「包装（パッケージ）正面」は、店頭で消費者が見る一番大きな面

（注 2）「包装（パッケージ）正面」のほか、「包装」の複数個所に対象年齢を表記することは自由である。

（なお、この場合、「包装正面」以外の対象年齢の表示には、別表Ⅲの要求事項は適用されない。）

- (2) 「包装（パッケージ）正面」に記載できない場合（「包装」が小さく、「正面」の面積が不足する場合）には、「包装」の「側面」、「上面」又は「裏面」に記載しても良い。

（どうしても「底面」にしか記載できない場合は、「底面」に記載しても良い。）

- (3) 「ブリスター」「ヘッダー」等の「包装」（パッケージ）も「正面」に表示することを原則とする。

「ヘッダー」と「箱」等を組み合わせた「包装」（パッケージ）は、そのいずれかに

対象年齢を表示することで良い。

- (4) 「包装」(パッケージ)無しに販売する商品は、「玩具本体」、「ディスプレイ・ボックス」(箱又は台紙)、「タグ」、「リーフレット」(「包装」に該当しないプラスチック袋に同梱されるもの)、その他これらに類するものの何れかに表示する。

3. 対象年齢表記のサイズ

- (1) 対象年齢表示のサイズは、下記とする。

表示面の面積	対象年齢表示の大きさ(文字高)
面積が A3(297×420mm)以上のもの	18 ポイント以上 (6.30mm 以上)
面積が B5(182×257mm)以上、A3 未満のもの	14 ポイント以上 (4.90mm 以上)
面積が B5 未満のもの	7 ポイント以上 (2.45mm 以上)

1 ポイント (JIS Z8305) = 0.35mm

(注1) 表示の大きさに、ルビは考慮しない。

(注2) 立体のものにあつては、面積は投影面積とする。

- (2) 対象年齢表示の近傍に、意図して目立たせた「会社ロゴ」「商品ロゴ」がある場合、当該「会社ロゴ」「商品ロゴ」は、大きさが、対象年齢表示より大きくても良い。
- (3) 対象年齢表示の近傍に、対象年齢に関係しない「メッセージマーク」などがある場合には、対象年齢表示は、それらと同等か又はそれらより大きくなければならない。

対象年齢に関係しない「メッセージマーク」の例：

「2～3 人用」「プレイ時間 40 分」「〇〇社編集部監修」
「AC アダプター別売り」「電動式」「電池不用」

4. 対象年齢表示の色など

対象年齢表示は「囲み罫」(線付き)又は「アタリ罫」(線無し)とし、年齢表記の個所の背景色は必ず単色とする。

(例) 背景色が白の例 3 才以上

フォント、文字の色などは、指定はない。

【別紙 2】

誤飲・誤嚥防止のための、「3才」前後の玩具における適切な対象年齢表示を推進するための指針（ガイドライン）

1. 内外の玩具安全規格は、誤飲・誤嚥、縊首などによる窒息のリスクに関して、「3才未満」の子供を対象とする玩具に対して、小部品・小球等の使用を制限するなど各段の安全措置を講じている。

なお、「3才以上」の子供を対象とする玩具については、誤飲・誤嚥等のリスクを有する小部品・小球等の使用が認められている。

このように玩具安全規格では3才の誕生日を跨いで安全措置が大きく異なることから、3才前後の年齢層の子供を対象とする玩具に関して、適切な対象年齢を設定することの重要性が意識されてきた。

欧州では、2002年に、「3才未満」「3才以上」の区分けに焦点を当てた対象年齢ガイドライン（CEN CR14379）等が作成されている。

また、米国では「玩具の小部品規制」（16CFR1501.2(b)、玩具安全規格 ASTM F963 Annex (付録) A1）において、対象年齢「3才未満」に関する事項が言及されている。

（注）ASTM F963 Annex A1 は、対象年齢設定における安全の考慮として、先ず最初に考慮すべき点は、（特に3才未満の子供に対する）「小部品」に関連する窒息のハザードであるとしている。

なお、個々の玩具の対象年齢については、専門家の間でも合意を形成することが難しく、これら対象年齢の決定に係る文書は、ざっくりしたガイドライン（broad guideline）、非拘束文書（non-binding document）などと位置付けられている。

2. 玩具の対象年齢を包括的・網羅的に定めたガイドラインとして、米国 CPSC の対象年齢ガイドライン（2002年）があるものの、国際的に合意された包括的・網羅的な対象年齢ガイドラインはまだ作成されていない。

3. なお、2016年に、ISO TC181（玩具安全規格担当の技術委員会）で、技術文書（Technical report）として ISO/TR 8124-8:2016（使用開始最低年齢のガイドライン）が作成された。

これは、玩具の対象年齢について、包括的・網羅的なガイドラインを作成するまでには、相場観が国際的に醸成されていないことから、「使用開始の最低年齢のガイドライン」という限定した切り口で、国際的なコンセンサスへの歩みを一歩進めたものと言える。

4. このように、玩具の対象年齢に関して、国際的にもコンセンサスが形成されていない状況にあるが、3才未満の子供の誤飲・誤嚥防止の重要性に鑑み、ST基準・STマーク制

度において、「3才」前後の玩具における適切な対象年齢表示を推進するための指針（ガ

イドライン)を作成し、可能な限りの取組を進めることとする。

この指針(ガイドライン)は、主として、① 個々の玩具に「適切な対象年齢」を設定するために必要な「参考情報」及び「考慮事項」を示すとともに、② ST マーク付玩具での対象年齢の妥当性を審議・判定する手順(プロセス)を定めることを意図している。

この指針の利用者として、玩具製造業者・ST マーク制度の使用者・関係機関を想定している。

記

1. 対象年齢設定の考え方

玩具は子供の「能力(身体能力・精神能力)」と「遊びのニーズ」に合致したものでなければならない。

自分の能力以上の技量を必要とする場合、子供はその玩具でうまく遊べず、苛立ちを覚える。

また、自分の能力からは簡単過ぎたり、面白くない玩具は、子供はその玩具で遊ぶことに飽きてしまい、意図しない方法でその玩具を使用する可能性がある。それは潜在的な安全の課題を呈する可能性がある。

すなわち、玩具の対象年齢は、子供の「能力」と「遊びのニーズ」を踏まえて設定されるべきものである。

そして、対象年齢に対応して、それぞれの年齢層に求められる安全措置(玩具安全基準の要求事項)が玩具に施されるべきである。

2. 適切な対象年齢を設定するための参考情報

適切な対象年齢を設定する上で、次の参考情報が有用と考えられる。

なお、下記の情報は、重要性の順に並べているものではない。対象年齢の検討にあつては、全ての事項が考慮に入れられるべきである。

(1) 「玩具使用開始最低年齢のガイドライン」(ST ISO/TR 8124-8:2016)

同ガイドラインは、商品群に係る対象年齢として参考となる。

その上で、ピースの数、寸法、詳細さの水準、実物性、特定の玩具の特定の機能などを考慮に入れて、個別の玩具の対象年齢を検討する。

また、同ガイドラインの「2~3才の子供の能力」「3~4才の子供の能力」は、子供の能力の参考として有用である。

(2) その玩具の過去の歴史・経験

(3) 市場での類似商品の対象年齢(類似商品の対象年齢が合理的な場合)。なお、海外市

場の類似商品との比較も参考になる。

- (4) 小児科医・児童心理学者などの専門的知見、子供の身体等の計測データ。子供による玩具使用テストの観察結果。
- (5) これまで内外で提示されてきた、対象年齢決定に関する指標（メルクマール）など
- ① ラベルや説明書等において製造業者が示した意図（それが合理的なものである場合）
 - ② その商品の広告、販促、マーケティングの対象層
 - ③ その玩具が「3才未満」「3才以上」の子供が使用することを意図しているとして一般に認識されていること。
 - ④ その玩具の機能・寸法・特徴から、その玩具が「3才未満」「3才以上」の子供が使用することを意図していると保護者や監督者が合理的に推測可能であること。

3. 対象年齢を設定するにあたって考慮すべき事項

① 対象年齢の判別が難しい製品（対象年齢がグレーゾーンの製品）

商品によっては、対象年齢を「3才未満」（例えば「2才以上」）とするか「3才以上」とするか明確に判定することが難しいケースも予想される。

そのようなケースについては、対象年齢を「3才以上」に設定することが適切な場合であっても、小部品・小球のリスクに対して、小部品に穴を開けるなどの措置を自発的に講じることが望ましい。

② 対象年齢表示「3才以上」を付している玩具

対象年齢表示が「3才以上」（ケースによっては「4才以上」）の文言の玩具については、その玩具に小部品・小球のリスクが存在するときは、特に当該「3才以上」という対象年齢設定の妥当性について吟味することが必要である。

③ キャラクター玩具の対象年齢

アニメ番組などの人気キャラクターを使って、その視聴者層をターゲットに玩具の商品展開が行われるケースが多い。

これら玩具は、そこに使用されるキャラクターに着目して購入されることが多いことから、遊びの内容からは比較的高い対象年齢設定を行うことが合理的な場合であっても、視聴者層の子供に必要な安全対策を施すか、又は、対象年齢に満たない子供には危険であることを購入者（保護者など）に明示的に知らせることが望ましい。

④ 玩具に小部品・小球が使用され、したがって3才未満の子供に誤飲・誤嚥の危険があるということを理由に、対象年齢を「3才以上」に設定することは適当ではない。

⑤ 対象年齢「3才以上」の玩具について、小部品・小球があるときは、「3才未満の子供

には不適切である」旨の警告を表示することになっている。この警告表示は、その対象年齢が適切なものであったとして、敢えて玩具に警告を表示することを求めるものであり、不適切な対象年齢表示を正当化するものではない。

- ⑥ 小さな子供は、年長の兄姉が使い遊ぶものには、何にでも関心を示す。
例えば、姉（3才以上）が遊んでいる人形に小さい妹が関心を示すことが多いが、「関心を示す」と「遊ぶ」ことは、一応区別して考える必要がある。

（「関心を示す」を指標（メルクマール）にすると、多くの玩具が「3才未満」対象のものになってしまう。一方、「関心を示す」と「遊ぶ」ことを明確に区別することが難しいケースも予想される。）

2. ST マーク付玩具における対象年齢の妥当性を審議・判定する手順（プロセス）

ST マーク使用許諾申請（ST 検査申請）のあった玩具に関して、その対象年齢の妥当性について疑義があるときは、ST 基準判定会議において判断を行うものとする。

事案によっては、ST 基準判定会議は、対象年齢の妥当性を理由として、ST マークを付与しない旨を決定することができるものとする。

（参考）海外の対象年齢関係のガイドライン等

ISO (TC181)

ISO/TR 8124-8:2016 Age Determination Guidelines

米国

1. 16 CFR Section 1501.2(b) 小部品規制
2. ASTM F963 Annex (付録) A1 Age Grading Guidelines
3. CPSC: Age Determination Guidelines:
Relating Children's Ages to Toy Characteristics and Play Behavior
(2002年)

EU

1. CEN CR14379 (2002) Classification of Toys - Guidelines
2. EU 委員会
(旧) 玩具安全指令 (88/378/EEC) の適用のためのガイダンス文書 No. 11
(2009年6月4日 最終版)
3. CEN ISO /TR8124-8:2016

【別紙 3】

乳幼児の誤飲防止のための安全な玩具の設計、製造及び販売への取組について

消費者安全調査委員会報告では、玩具関係事業者は、安全な玩具の設計、製造及び販売の取組みとして、次の事項が求められている。

3才未満を対象とした玩具のうち、球形、半球形又は楕円体等の球に類する形状の物については、「小部品」の試験に加えて「小球」の試験も実施するなど様々な試験方法を併用する。

対象年齢を考慮すれば不要と考えられる場合であっても（例えば、3才以上を対象とした玩具であっても）、

小部品に分解されることも想定した設計を行う、

万一、玩具がのど（咽頭・喉頭）に入っても、気道が閉塞され、窒息しない工夫として、可能な限り大きな穴を多方向に開ける

など、更なる安全性の検討を行うこと。

上記を踏まえ、当協会は、ST 基準・ST マーク制度において、次の対応を行う。

1. 「小球」（投げる、打つ、蹴る、転がす、落とす又は弾ませるように設計されたか意図された球形、卵形又は楕円形のもの）については、用途を「投げる」等に限定せず、それ以外の用途も広く含むよう、**ST 基準を改定する。（下線部を追加）**

ST 基準改定案（ST 基準第 1 部 3.21 項）

3.21 球（ボール）

「通常、投げる、打つ、蹴る、転がす、落とす又は弾ませるように設計されたか、意図された（必ずしもそうでないものもある。）、球形、卵形又は楕円形の物体」

（注）「球」は、「4.5.2 小球」の要求事項・試験の対象となる。

（この改定により、3才未満の玩具について、「積み木」や「ままごと」玩具などについても、球形、卵形又は楕円形の物は、「小部品」の試験に加えて、「小球」試験が適用される。）

2. 3才未満対象の玩具の安全な製品の設計、製造及び販売への自発的取組みの推奨

3才未満対象の玩具の誤飲・誤嚥の防止対策として、多くの玩具メーカーでは、ST基準の安全要求事項に加えて、自主的な取組を行っている。
具体的には下記のような例がある。
こうした例を参考に、玩具メーカーにおいて自発的な取組を進めることを推奨する。

【玩具メーカーの自発的な取組の例】

(3才未満対象の玩具)

- ・小部品に関する試験では、小部品シリンダー試験器の他に、自主的に誤飲チェッカーも併用している。
- ・対象年齢18ヶ月を超える製品にも、18ヶ月未満の落下試験の基準を適用している。
- ・半球形の形状の物についても、「小球」の試験を実施する。
- ・ぶつけて部品がばらばらになってしまうと意味がないので、単に小部品に関する製品試験のみでなく、付随してどのような事故が起きるかを想定して設計を行い、また、独自の製品試験を行う。

(3才以上対象の玩具)

- ・対象年齢に関わらず、小部品に関する製品試験で確認を行い、年齢及び活用状況に応じた対策を実施している。
- ・ST基準だけでなく、独自の基準を設け、例えば、対象年齢3才以上の商品でも、直径(φ)10mm以上の小部品にはφ3mmの穴を開けたり、形状をデコボコにしたりして、万一誤飲しても、気道を確保しやすいようにしている。
- ・可能な限り大きな穴を多方向に開ける。
- ・食物を模したママゴト玩具(対象年齢3才以上)については、小部品に関する製品試験だけでなく18ヶ月未満の玩具に適用される製品試験を実施している。

お子さまの誤飲事故を防ぐための、

安全な「おもちゃ」の選び方



THE JAPAN TOY ASSOCIATION
一般社団法人 日本玩具協会

安全な「おもちゃ」を購入し、楽しく遊ぶためのルール

ルール その1

おもちゃによる思わぬ事故を防ぐため、必ず、おもちゃのパッケージ等に表示されている「対象年齢」を守って遊びましょう！

おもちゃのパッケージ等の「対象年齢」は、そのおもちゃで適切に遊ぶことができる年齢を意味していますが、それとともに、「その年齢の子どもに必要な安全対策が施されている」ことを示す重要な情報（メッセージ）です。「対象年齢」は、決して「単なる目安」ではなく、また、「お子さまの賢さ」の度合いを示したものでもありません。「おもちゃの事故」を防ぐためにも、表示されている「対象年齢」を必ず守りましょう！



ルール その2

3才未満のお子さまには、誤飲の恐れがある「小さな部品」や「小さな球」がある「おもちゃ」は避けましょう！

3才未満のお子さまが飲み込む恐れのある「小さな部品」や「小さな球」は、「玩具安全基準」(ST基準)で定められています。

※ST基準(日本玩具協会作成)については、このリーフレットの裏面を参照ください。

消費者庁のHPに動画「窒息事故から子どもを守る」(8分)が掲載されています。

口に入った玩具による気道閉塞のメカニズムや、事故が起きてしまった場合の対処法が紹介されています。



http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_013/index.html#teaching_material

ルール その3

年長の兄姉(3才以上)がいるときは、自分の「おもちゃ」を年下の弟妹(3才未満)から、遠ざけておくように言い聞かせ協力してもらいましょう！

年長のお子さまが遊ぶおもちゃ(対象年齢3才以上)には、「小さな部品」や「小さな球」が使われていることがあります。3才未満の弟妹には、誤飲等をしてしまう危険がありますので、年長のお子さまには、言い聞かせて協力してもらいましょう。



ルール その4

小さなお子さまがおもちゃで遊ぶ際には、保護者の方は常にお子さまを見守りながら、一緒に遊びましょう！

保護者の方は、3才未満の小さなお子さまがおもちゃで遊ぶ際、思わぬ事故が起こらぬよう、注意深く見守ることが必要です。また、時々、おもちゃが壊れていないか等の点検を行い、お子さまに正しい遊び方を教えて一緒に楽しく遊んで頂ければと思います。



ST基準・STマークについて

「おもちゃ」の安全は、玩具業界にとって最優先事項です。
(一社)日本玩具協会は、1971年(昭和46年)に、業界の自主的措置としてST基準・STマーク制度を立ち上げ、玩具安全の取組みを進めてきました。

STマークって何ですか？

ST(Safety Toy) マークは、検査機関の検査に合格(ST基準に適合)した玩具に付けることができるマークです。

「安全面について注意深く作られたおもちゃ」として玩具業界が推奨するものです。



● ST基準は、どのようなことを定めているのですか？

ST基準では、物理・燃焼・化学的な安全の基準を定めています。
ST基準には、ISO等の最新の国際規格や食品衛生法の基準が採り入れられています。

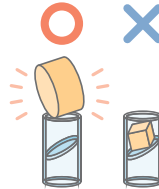
● 「乳幼児の誤飲防止」のために、ST基準で、どのような検査をしているのですか？

「3才未満」の子どもが誤飲する恐れのある「小さな部品」や「小さな球」がないか、等を検査しています。
「対象年齢3才未満」向けのおもちゃの検査。

〈小さな部品の検査〉

「小さな部品」とは、「斜め円筒」(小部品シリンダー)に完全に収まってしまうかどうかを確認します。

※「斜め円筒」(小部品シリンダー):
直径31.7mmの円柱を、高さが上から最長57.1mm、最短25.4mmのところを斜めに切った形の円筒。



「おもちゃ」を選ぶときは、STマークが付いているかどうかを目安にしてください。

玩具安全マーク(STマーク)制度については、当協会のHPでも紹介しています。

STマークが正しいものかどうかは、「ST検索サイト」で確認することができます。



http://www.toys.or.jp/jigyous_top.html

一般社団法人 日本玩具協会

〒130-8611 東京都墨田区東駒形4-22-4

TEL.03-3829-2513 FAX.03-3829-2510